



セカンドオピニオン

豊田通商株式会社

2026年3月31日

グリーンファイナンス・フレームワーク

サステナブルファイナンス本部

担当アナリスト：森安 圭介

格付投資情報センター(R&I)は豊田通商のグリーンファイナンス・フレームワーク(2026年3月改訂)が、以下の原則に適合していることを確認した。

グリーンボンド原則(2025、ICMA)
グリーンローン原則(2025、LMA 等)

■ 資金使途

事業区分	適格基準(対象プロジェクト)
再生可能エネルギー	・再生可能エネルギーの製造・発電・送電に係る開発・建設・運営 <風力> 洋上・陸上含む <太陽光> <太陽熱> バックアップ電力で非再エネ由来の電力を用いる場合は当該発電量が全体の15%以下のものに限る <水力> (i)人工貯水池のない、または、低貯水量の流れ込み式水力発電所、 (ii)ライフサイクルの二酸化炭素排出原単位が $50\text{gCO}_2\text{e/kWh}$ 未満、または (iii)貯水域の表面積あたり発電容量が 10W/m^2 を超えるものに限る <地熱> CO_2 直接排出量が $100\text{gCO}_2/\text{kWh}$ 未満のものに限る <バイオマス> - 廃棄物原料 ✓ 林業、農業、漁業由来の廃棄物

株式会社格付投資情報センター

Copyright(C) 2026 Rating and Investment Information, Inc. All rights reserved.

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目2番地テラススクエア (お問い合わせ) サステナブルファイナンス営業部 TEL 03-6273-7408
セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見であり、事実の表明ではありません。また、R&Iは、適合以外の事柄につき意見を表明するものではなく、資金調達の目的となる成果の証明、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&Iは、セカンドオピニオンに際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&Iは、セカンドオピニオンに関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき本稿末尾をご覧ください。

	漁業由来の廃棄物については、海洋管理協議会(MSC)または水産養殖管理協議会(ASC)の認証を受けた漁業・水産業生産者によるものに限る ✓ パーム油を原料とする廃棄物 持続可能なパーム油のための円卓会議(RSPO)または持続可能なバイオ燃料のための円卓会議(RSB)の認証を受けたパーム油調達先からの廃棄物に限定 - 非廃棄物原料 ライフサイクル全体の GHG 排出量が 100gCO₂e/kWh 未満の食糧生産と競合しない持続可能な原料に限る。また、木材・木材ペレットを使用したプロジェクトについては、森林管理協議会(FSC)または森林認証プログラム(PEFC)の認証を受けた木材調達先や発電事業者由来の原料に限る。パーム油や泥炭、認証のない原料、調達先が不明な原料を除く ・豊田通商の電力消費における再生可能エネルギーの利用拡大 < 再生可能エネルギー由来の電力等を外部から購入する際の調達支出 > PPA/VPPA による再生可能エネルギー電力調達のための支出を含む。なお、グリーンボンドの年限又はグリーンローンの借入期間が PPA/VPPA の期間よりも長い場合、存続する限りは、別の適格事業へ再充当を実施する予定 < オンサイトの太陽光パネル設置 >
--	--

1. 資金調達者の概要

- ・ 豊田通商は、前身に当たるトヨタ車の販売金融を行う「トヨタ金融株式会社」が戦後に第二次財閥指定により解散した後、1948 年にその商事部門を継承して設立された「日新通商株式会社」を起源とする。豊田通商グループは、国内外 1,000 社以上の子会社・関連会社で構成されており、これらの強固な連携を基盤にグローバルな価値創造のネットワークを構築している。
- ・ メタル+ (Plus)、サーキュラーエコノミー、サプライチェーン、モビリティ、グリーンインフラ、デジタルソリューション、ライフスタイル、アフリカの 8 営業本部に関係する事業として区分しており、商社である豊田通商および海外の主要現地法人を中心として、多岐にわたる商品の売買取引をはじめ取引に関連する商品の製造や加工、事業投資、各種サービスの提供など、世界中で幅広い事業を展開している。
- ・ 未来の子供たちへより良い地球を届けるために、グリーンファイナンスにより調達した資金を活用し、温室効果ガス削減に貢献する再生可能エネルギー事業の展開を加速し、カーボンニュートラルへの取り組みを推進することで、脱炭素社会への移行に貢献していく。

2. 調達資金の使途

調達資金の使途として示された対象プロジェクトは明確な環境改善効果をもたらす。調達資金の使途は適切である。

(1) 対象プロジェクト

- ・ 本フレームワークに基づくグリーンボンド又はグリーンローン(以下、グリーンボンド等)の正味調達資金相当金額を、オピニオン 1~2 ページの表に記載された適格性基準を満たす事業に係る設備投資(CAPEX)、運営費用(OPEX)、及び投資(Investments)に充当する。
- ・ 既存事業に充当する場合は、グリーンボンド等の発行から遡って 3 年以内の設備投資(CAPEX)、運営費用(OPEX)、及び投資(Investments)を対象とする。3 年を超える場合、資金調達時点において、既存事業の長期にわたる環境改善効果の持続性を有しているかを確認する。

(2) 環境改善効果

- ・ 適格基準に挙げたプロジェクトは、全て再生可能エネルギーに該当する事業であり、再生可能エネルギーの導入拡大や電力の安定供給を通じて CO₂ 排出量の削減に貢献するものである。

<SDGs への貢献>

- ・ フレームワークに挙げられた適格プロジェクトは、「7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに」「13. 気候変動に具体的な対策を」に貢献するものとして位置付けられる。



3. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

環境面での目標、規準、プロジェクトの評価・選定のプロセス、環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセスが示されている。プロセスは、環境・社会に配慮したプロジェクトを選定するように定められている。評価・選定のプロセスは適切である。

(1) 環境面での目標

- ・ 豊田通商グループは「未来の子供たちにより良い地球を届ける」という Mission を掲げ、唯一無二の存在“Be the Right ONE”になることを目指す。そのために、豊田通商の中で脈々と受け継がれてきた豊田通商 DNA を一人ひとりが覚醒させていく。

<Mission Vision Values>



[出所：豊田通商ウェブサイト]

- 豊田通商グループはサステナビリティを「経営そのもの」と位置付け、持続的な成長と価値創造を支える要と捉えている。環境・社会課題を解決するのみにとどまらず、新たな機会と捉え、持続可能な事業モデルへの進化を加速することで、より信頼される企業を目指していく。
- 持続可能な社会の実現に向けて6つのマテリアリティを特定している。これらは、社会課題の解決と企業成長を目指す4つの重点項目と、それらを支える2つの基盤項目で構成され、グループの価値創造の軸となっている。
- 4つの重点マテリアリティは、「Social Value」「Nature Value」「Core Value」という中期経営計画の提供価値領域と密接に連動しており、計画の推進がマテリアリティの実現へとつながる仕組みになっている。また、これらの事業は、“Be the Right ONE”(“代替不可能・唯一無二”の存在)というグループの Vision の実現にも直結する。

マテリアリティと中期経営計画の提供価値領域の関係

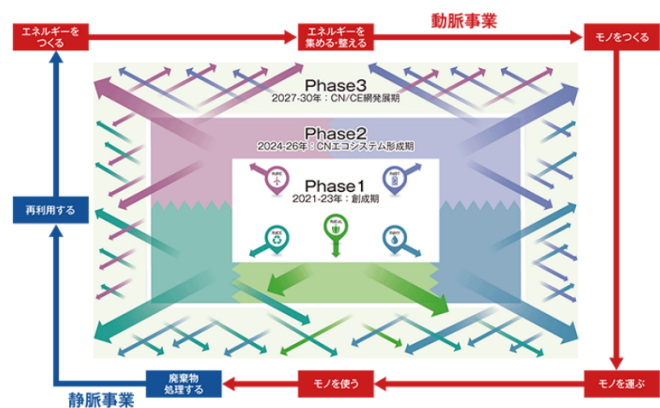
Core Value	次世代モビリティ社会の実現に貢献する事業	
Nature Value	環境課題解決に貢献する事業	
Social Value	社会課題解決に貢献する事業	
マテリアリティ		中期経営計画の提供価値領域
社会課題の 解決と会社の 成長を両立する マテリアリティ	交通死傷者ゼロを目指し、安全で快適なモビリティ社会の実現に貢献	Core Value Social Value
	クリーンエネルギーや革新的技術を活用し、自動車／工場・プラントCO ₂ を削減することで、脱炭素社会移行に貢献	Social Value Nature Value
	廃棄物を資源化することで、モノづくりを支え、循環型社会に貢献	Social Value
	アフリカをはじめとした開発途上国と共に成長し、事業を通じて社会課題の解決に取り組む	Core Value Social Value Nature Value
会社の 成長を支える 土台となる マテリアリティ	安全とコンプライアンスの順守をビジネスの入口とし、社会に信頼される組織であり続ける	
	人権を尊重し、人を育て、活かし、「社会に貢献する人づくり」に積極的に取り組む	

[出所：豊田通商ウェブサイト]

- ・ 豊田通商グループは、「リーディングサーキュラーエコノミープロバイダー」をありたい姿とし、事業を通して、未来の子供たちにより良い地球を届けるために、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブを統合的に推進し、環境課題の解決に努め、持続可能な社会の実現に貢献する。
- ・ 2021 年より、脱炭素化社会への貢献に向けて、豊田通商グループが強みを持つ5つの分野を注力分野として、社内でワーキンググループ(WG)を組成し、カーボンニュートラルにつながる取り組みを力強く推進している。
- ・ また、「脱炭素社会への移行に貢献」する取り組みとして、「エネルギーをつくる」「エネルギーを集める・整える」「モノをつくる」「モノを運ぶ」「モノを使う」「廃棄物処理する」「再利用する」という産業ライフサイクルの各段階で循環経済(サーキュラーエコノミー、CE)を支える事業に関わっている。

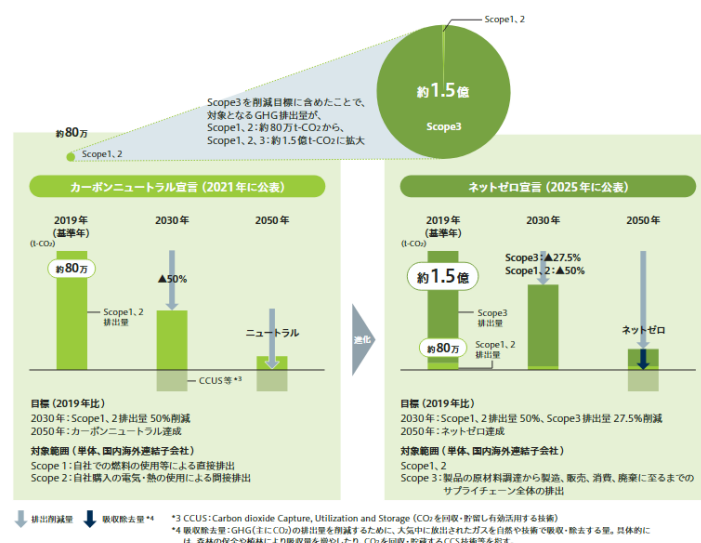


豊田通商グループの「脱炭素社会移行に貢献」する取り組み



[出所：豊田通商ウェブサイト]

- ・ さらに、豊田通商グループは 2021 年に、自社排出である Scope1、2 を 2050 年にカーボンニュートラルとする「カーボンニュートラル宣言」を定めた。このたび、Mission である「未来の子供たちにより良い地球を届ける」を実現するために、バリューチェーン全体での排出である Scope3 も含めた「ネットゼロ宣言」に進化させることとした。



[出所：豊田通商ウェブサイト]

(2) 規準

- ・ 豊田通商は、電力事業分野において、地球環境課題の解決に貢献する事業として、風力発電・太陽光発電・バイオマス発電・水力発電などの各種再生可能エネルギー発電を中心にグローバルに事業を展開し、国内の風力・太陽光事業者としてはトップの発電容量を誇るまでに成長を遂げている。また、発電事業に加えて、蓄電池事業・エネルギーマネジメント事業の取り組みも強化し、再生可能エネルギーの普及・拡大に取り組んでいる。
- ・ 対象プロジェクトは、本オピニオン 1～2 ページの表に記載された適格基準に適合するものが選定される。本フレームワークで設定された規準は、豊田通商のマテリアリティと強く結びついたものである。
- ・ なお、本グリーンファイナンスの調達資金を、以下の除外基準に含まれる案件・投資に対して意図的には配分しないことがフレームワークに記載されている。

＜除外基準＞

- － 化石燃料(石炭・石油・ガス含む)の開発・精製・運搬
- － 原子力
- － 武器・軍事産業

(3) 評価・選定の判断を行う際のプロセス

- ・ 充当対象事業選定にあたっては、はじめに、豊田通商の財務部がカーボンニュートラル推進部の支援を受けながら、適格性基準を満たす事業を選定する。その後、財務部が本フレームワークの調達資金の充当対象事業を決定し、財務部長により承認される。
- ・ 投資(Investments)については、以下の観点を満たすものを選定する。
 - － 再エネ SPV への投資または原則再エネ専門の事業会社への投資。
 - － 投資先に適格事業以外の事業を含む場合には、当該事業が除外基準に当たらないこと、適格事業の遂行を阻害しないこと、及び「環境・社会リスクへの対応」を踏まえ、適格事業以外の事業の環境・社会リスクを適切に管理する。
- ・ 充当対象事業選定後においても、本フレームワークに基づいて調達した資金が残存する限り、少なくとも年 1 回、財務部がサステナビリティ推進室に確認を取り ESG 関連の論争有無含めてモニタリングする予定。仮に ESG 関連の論争を認識した場合、別の適格事業への調達資金の再充当を行うとともに、その旨レポートを実施する予定。
- ・ なお、財務部は、本フレームワークが市場におけるベストプラクティスに沿っているかを定期的に確認し、フレームワークの内容を随時更新や修正する場合がある。

(4) 環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセス

- ・ 豊田通商では、サステナビリティは経営戦略そのものという考えの下、CSR 活動を経営企画部主導で推進してきたが、「サステナビリティについての考え方」をさらに強力に推進するため、2019 年 4 月に経営企画部の中に新たに「サステナビリティ推進室」を設立した。また、サステナビリティ戦略・方針を議論して決定、推進する場としてサステナビリティ推進委員会を開催している。サステナビリティ推進委員会で議論した内容やその他、人権、気候変動などへの対応については、適宜取締役会に報告し、実行している。

4. 調達資金の管理

調達資金をグリーンプロジェクトに充当するための追跡管理の方法、未充当資金の運用方法が示されている。調達資金の管理は適切である。

- ・ 本フレームワークに基づいて調達した資金は財務部が一般口座にて管理し、正味調達資金相当金額が適格事業のいずれかに充当されるよう、充当対象プロジェクトのリストを作成して管理する。調達資金の全額が適格事業に充当されるまでの間は、現金又は現金同等物にて運用する。
- ・ 可能な限り、グリーンボンド又はグリーンローンを調達した翌会計年度までに充当するよう努めるほか、仮に事業が中止または延期となった場合には、認識した時点から翌会計年度までに適格事業に再充当される。

5. レポーティング

開示(報告)のタイミング、方法、開示(報告)事項が示されている。環境改善効果に係る指標は環境面での目標に整合している。レポーティングは適切である。

(1) 開示の概要

- ・ 本フレームワークに基づいて調達された資金の充当状況につき、機密性を考慮した上で可能な範囲で、以下の内容を開示する予定である。

	開示事項	開示タイミング	開示方法
資金充当状況 (アロケーション)	・ 適格事業への充当額 (未充当資金の残高および未充当資金がある場合は、「調達資金の管理」の指針に沿った未充当資金の管理方法に関する情報) ・ 充当事業の例	・ 年に 1 回 ・ 初回レポーティングは、グリーンボンド又はグリーンローンを調達した翌会計年度までに公開する予定	豊田通商のウェブサイト
環境改善効果 (インパクト)	< 再生可能エネルギーの製造・発電・送電 > ・ 想定発電容量(MW) ・ 年間の推定 CO₂ 排出削減量(t-CO₂) < 豊田通商の電力消費における再生可能エネルギーの利用拡大 > ・ 年間の再生可能エネルギー消費量(TJ)		

- ・ アロケーション及びインパクトに係るレポートを、豊田通商のウェブサイト上で公開する予定。初回レポートは、グリーンボンド等を調達した翌会計年度までに公開する予定。その後については、正味調達資金相当金額が全額適格事業に充当されるまでの間、毎年レポートを公開する予定。なお、大きな状況の変化があった場合には、適時に開示する。

(2) 環境改善効果に係る指標

- ・ 適格基準で掲げたプロジェクトのうち、＜再生可能エネルギーの製造・発電・送電＞については、想定発電容量(MW)、年間の推定 CO₂ 排出削減量(t-CO₂)、＜豊田通商の電力消費における再生可能エネルギーの利用拡大＞については、年間の再生可能エネルギー消費量(TJ)を、機密性を考慮した上で可能な範囲で開示する予定。環境改善効果に係る指標は環境面での目標に整合する。

以 上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとし）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。